

事業契約書（案）における事業契約書（素案）からの主な変更点

新：事業契約書（案）	旧：事業契約書（素案）
<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第 8 条 (1 項 略)</p> <p>2 乙は、本契約の締結時点における株主以外の者に対して新たに株式、<u>新株予約権、又は新株予約権付社債</u>を発行する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。</p> <p>3 乙は、<u>事前に甲に承諾を得なければ、合併、株式交換・株式移転、会社分割、営業譲渡その他会社の基礎を変更してはならない。</u></p> <p>(許認可等)</p> <p>第 11 条 (1～3 項 略)</p> <p>4 乙は甲による第 1 項ただし書きに定める許認可の取得、届出等に必要な資料の作成、提出及びこれらに係る<u>その他の事務</u>を甲の指示に従い行うものとする。</p> <p>5 乙は、本件施設等の着工に先立ち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、<u>生活環境影響調査を甲の指示に従い実施するものとする。</u></p> <p>6 <u>甲が本事業につき国庫補助制度を利用することとし、乙に対して協力を求めた場合、乙は、申請に関わる書類作成等に必要な資料の提出等その他について協力するものとする。</u></p> <p>(建設用地等)</p> <p>第 13 条 (1～6 項 略)</p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第 8 条 (1 項 略)</p> <p>2 乙は、本契約の締結時点における株主以外の者に対して新たに株式を発行する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。</p> <p>(許認可等)</p> <p>第 11 条 (1～3 項 略)</p> <p>4 <u>甲が、乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による第 1 項ただし書きに定める許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。</u></p> <p>5 乙は、本件施設等の着工に先立ち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、<u>生活環境影響調査を実施し、かかる調査結果をすみやかに甲に報告しなければならない。</u></p> <p>6 <u>乙は、排水処理施設等の設置に必要な許認可等は、第 3 4 条に定める完成検査までにすべて取得しておくものとする。</u></p> <p>(建設用地等)</p> <p>第 13 条 (1～6 項 略)</p>

<p>7 乙は、自己の責任及び費用において事業場所及び作業用地における安全管理及び警備等を行うものとする。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、<u>甲の責めに帰すべき事由による場合又は不可抗力に起因する増加費用として甲が負担する場合を除き、当該増加費用は乙が負担する。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 乙は、作業用地及び事業場所（<u>本件施設等が設置されている範囲を除く。</u>）を建設期間終了後速やかに、乙の費用負担により、第17条第3項の規定に従って作成した事業場所現況図書に基づき、原状（本契約の履行により生じることが避けられない損耗消耗分を除く。）に復帰させた後、甲に返却するものとする。</p> <p>(測量調査等)</p> <p>第16条 (1～3項 略)</p> <p>4 乙は、乙が行った測量調査又は地質調査の不備、<u>誤謬</u>等により必要となる一切の費用を負担するものとする。</p> <p>5 乙が実施した測量結果と甲が乙に提示した測量データとの間に差異があった場合<u>又は地質調査結果と甲が乙に提示した地質データとの間に差異があった場合</u>の増加費用は乙の負担とする。ただし、かかる差異が著しい場合<u>又は甲が提示したデータに著しい誤謬がある場合には、</u>甲と乙との協議により増加費用を甲の負担とすることができる。</p> <p>6 乙が行った地質調査及びその他の調査によって、又は調査後建設中に<u>地中埋設物又は土壌汚染が発見された場合、</u>甲は自己</p>	<p>7 乙は、自己の責任及び費用において事業場所及び作業用地における安全管理及び警備等を行うものとする。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、<u>不可抗力に起因する追加費用として甲が負担する場合を除き、当該追加費用は乙が負担する。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 乙は、作業用地及び事業場所を建設期間終了後速やかに、乙の費用負担により、第17条第3項の規定に従って作成した事業場所現況図書に基づき、原状（本契約の履行により生じることが避けられない損耗消耗分を除く。）に復帰させた後、甲に返却するものとする。</p> <p>(測量調査等)</p> <p>第16条 (1～3項 略)</p> <p>4 乙は、乙が行った測量調査又は地質調査の不備、<u>誤り</u>等により必要となる一切の費用を負担するものとする。</p> <p>5 乙が実施した測量結果と甲が乙に提示した測量データとの間に差異があった場合の増加費用は乙の負担とする。ただし、かかる差異が著しい場合には、甲と乙との協議により増加費用を甲の負担とすることができる。</p> <p>6 乙が行った地質調査及びその他の調査によって、又は調査後建設中に<u>入札説明書等に提示した条件と著しく異なる土壌</u></p>
--	--

の責任及び費用において、乙が本事業を遂行できる状態とするものとする。

7 (略)

(設計)

第 18 条 (1～4項 略)

5 本件施設等について第3項の設計変更が行われた場合において、当該設計変更が乙の責に帰すべからざる事由に基づくときは、その追加の費用については甲の負担とし、乙は、かかる増加費用回収を目的として、甲に対して通知の上、サービス対価の改定を求めることができる。ただし、甲が負担する設計・建設費の増加費用額は、工事費内訳が確定した後に協議の上定めるものとし、民間事業者提案の設計・建設費の見積りから増加した分を上限とする。また、乙の設計・建設又は運営・維持管理に係る費用の減少が生ずる場合、甲と乙の協議により当該減少分をサービス対価から減ずるものとし、乙の運営・維持管理に係る費用の増加が生ずる場合、甲と乙の協議により当該増加分をサービス購入料に追加するものとする。

(書類の提出)

第 21 条 乙は、本件施設等の建設及び改良について、設計図書等提出日までに、設計図、設計計算書、工事施工計画書及び工事費内訳書を甲に提出し、関係法令、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいた内容であるかどうかにつき甲の確認を受けなければならない。なお、それらの図書の仕様及び部数については甲と乙が協議して定めるものとする。甲は、乙がかかる書類を提出した日から 14 日以内に

汚染が発見された場合、甲は自己の責任及び費用において、乙が本事業を遂行できる状態とするものとする。

7 (略)

(設計)

第 18 条 (1～4項 略)

5 本件施設等について第2項の設計変更が行われた場合において、当該設計変更が乙の責に帰すべからざる事由に基づくときは、その追加の費用については甲の負担とし、乙は、かかる追加費用回収を目的として、甲に対して通知の上、サービス対価の改定を求めることができる。ただし、甲が負担する追加費用額は、工事費内訳が確定した後に協議の上定めるものとし、民間事業者提案の設計・建設費の見積りから増加した分を上限とする。また、乙の設計・建設又は運営・維持管理に係る費用の減少が生ずる場合、甲と乙の協議により当該減少分をサービス対価から減ずるものとする。

(書類の提出)

第 21 条 乙は、本件施設等の建設及び改良について、設計図書等提出日までに、設計図、設計計算書、工事施工計画書及び工事費内訳書を甲に提出し、関係法令、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいた内容であるかどうかにつき甲の確認を受けなければならない。なお、それらの図書の仕様及び部数については甲と乙が協議して定めるものとする。

確認を行うものとし、14日以内に甲から連絡がない場合には、当該確認が行なわれたものとみなす。

(2～5項 略)

6 甲は、第1項ないし第5項に掲げる書類が別紙2に示す仕様又は別紙7の全体工事工程表に反するときは、乙に対してその旨を速やかに通知しなければならない。

(7～9項 略)

(乙による工事監理者及び工事監督者の設置)

第24条 (1～3項 略)

4 乙は、水道布設工事にあたっては、水道法(昭和32年法律第177号)第12条に定める工事監督者を配置しなければならない。

(工期又は工程の変更)

第25条 甲及び乙は、工期又は重要な工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。

2 前項の工期又は重要な工程の変更の可否については、甲と乙との協議で定めるものとする。かかる協議が整わないときは、甲が合理的な工期又は工程を定めて乙に通知し、乙はこれに従うものとする。

(3～5項 略)

(甲の検査)

第86条

(第26条以降、条文番号ずれ)

(乙による完成検査)

第32条 (1～3項 略)

(2～5項 略)

6 甲は、前項各号に掲げる書類が別紙2に示す仕様又は別紙7の全体工事工程表に反するときは、乙に対してその旨を速やかに通知しなければならない。

(7～9項 略)

(乙による工事監理者の設置)

第24条 (1～3項 略)

(工期又は工程の変更)

第25条 甲及び乙は、工期又は工程の変更をを求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。

2 前項の工期又は工程の変更の可否については、甲と乙との協議で定めるものとする。かかる協議が整わないときは、甲が合理的な工期又は工程を定めて乙に通知し、乙はこれに従うものとする。

(3～5項 略)

(甲の検査)

第26条

条文番号変更(第86条)

(乙による完成検査)

第33条 (1～3項 略)

4 乙は、本件施設等の維持管理・運営業務並びに沈砂池天日乾燥床の運営業務を実施する人員に対し当該業務の遂行に必要となる研修を実施する等により、本件施設等の甲への引渡までに、本件施設等の維持管理及び運営業務並びに沈砂池天日乾燥床の運営業務の実施ための体制を確保しなければならない。

(引渡し)

第34条 乙は、甲が前条第3項に規定する工事完成検査結果通知書を乙に交付した後、平成20年3月31日に、本件施設等を甲に引渡し、かかる引渡しと同時に甲は乙に受領書を交付するものとする。

(2～3項 略)

(運営期間中の第三者の使用)

第38条 (1項 略)

2 前項に基づき、第三者が乙から委任を受け又は請け負った維持管理・運営業務の一部について、さらにその他の第三者にその一部を委任し又は下請人を使用するときは、乙は甲に対してその旨を記載した書面を提出するものとする。

3 甲は、必要と認めた場合には、随時、乙から維持管理・運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。

4 乙は、完成検査の後、本件施設等の維持管理・運営業務並びに沈砂池天日乾燥床の運営業務を実施する人員に対し当該業務の遂行に必要となる研修を実施する等により、本件施設等の甲への引渡までに、本件施設等の維持管理及び運営業務並びに沈砂池天日乾燥床の運営業務の実施ための体制を確保しなければならない。

(引渡し)

第35条 乙は、甲が前条第3項に規定する工事完成検査結果通知書を乙に交付した後、平成20年3月31日までに、本件施設等を甲に引渡し、かかる引渡しと同時に甲は乙に受領書を交付するものとする。

(2～3項 略)

(運営期間中の第三者の使用)

第39条 (1項 略)

2 前項に基づき、第三者が乙から委任(廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令に抵触しない場合に限る。)を受け又は請け負った維持管理・運営業務の一部について、さらにその他の第三者にその一部を委任し又は下請人を使用するときは、乙は甲に対してその旨を記載した書面を提出するものとする。

3 甲は、必要と認めた場合には、随時、乙から維持管理・運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。なお、乙は、産業廃棄物の運搬又は有効利用の委任に際して委任先から送付を受けた廃棄物管理票、買取証明書等の写しを事業期間中にわたり保管し、甲

(4項 略)

(運営開始の遅延)

第39条 (1項 略)

2 乙の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等の維持管理・運営業務又は沈砂池天日乾燥床の運営業務を開始できない場合、乙は、運営開始日までの延滞日数に応じ、設計・建設費並びにこれに係る消費税及び地方消費税(ただし、支払利息を除く金 円)につき年10.75%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害又は増加費用があるときは、かかる超過額を甲に支払うものとする。

3 不可抗力により、工期延長等が生じ、運営開始予定日までに本件施設等の維持管理・運営業務又は沈砂池天日乾燥床の運営業務を開始できない場合、その遅延により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙3のとおりの負担とする。この場合、必要に応じて甲及び乙は、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(4項 略)

(非常用電源施設の設置及び運用)

第44条 (1項 略)

2 前項の非常時の対応時間は24時間以上とし、乙は、常時、非常用発電施設を2

の要求があれば速やかに開示する。

(4項 略)

(運営開始の遅延)

第40条 (1項 略)

2 乙の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等の維持管理・運営業務又は沈砂池天日乾燥床の運営業務を開始できない場合、乙は、運営開始予定日から実際に本件施設等の維持管理・運営業務並びに沈砂池天日乾燥床の運営業務が開始されるまでの期間において、甲が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、運営開始日までの延滞日数に応じ、設計・建設費並びにこれに係る消費税及び地方消費税(ただし、支払利息を除く金 円)につき年10.75%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

3 不可抗力により、工期延長等が生じ、運営開始予定日までに本件施設等の維持管理・運営業務又は沈砂池天日乾燥床の運営業務を開始できない場合、その遅延により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙3のとおりの負担とする。この場合、必要に応じて甲及び乙は、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議することができるものとする。

(4項 略)

(非常用電源施設の設置及び運営)

第45条

2 前項の非常時の対応時間は24時間以上とし、乙は、常に、非常用発電施設を

4時間以上稼働させるために必要な燃料を事業場所内に確保しておかなければならない。

(3項 略)

(有効利用等)

第47条 乙は、発生土及び発生砂を、別紙5に記載された方法に従い、全量、有効利用しなければならない。ただし、乙の申し入れにより、有効利用が困難な状況について、甲がやむを得ないと判断し、承諾した場合に限り、乙の費用で最終処分場に搬入して埋め立て処分することができる。なお、乙は、発生土及び発生砂の品質を自己の費用及び責任で確認するものとする。

2 乙は、発生土及び発生砂に、取水又は浄水過程において関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物が混入したと認められ、かかる発生土及び発生砂の有効利用が困難であると判断した場合、甲乙間で、その処分方法等につき協議を行うものとする。

3 乙は、第1項に定める発生土及び発生砂の有効利用に関し、一切の責任を負うものとする。

4 有効利用により商品化された発生土又は発生砂に関して、甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合には、乙は、甲の請求により、当該損害賠償相当額を甲に対して支払わなければならない。かかる有効利用により商品化された発生土又は発生砂に関して、甲に対する訴訟が提起された場合、甲は、乙に対し、その旨通知するものとする。

24時間以上稼働させるために必要な燃料を事業場所内に確保しておかなければならない。

(3項 略)

(有効利用等)

第48条 乙は、発生土及び発生砂を、別紙5に記載された方法に従い、全量、有効利用しなければならない。ただし、乙の申し入れにより、有効利用が困難な状況について、甲がやむを得ないと判断し、承諾した場合に限り、乙の費用で最終処分場に搬入して埋め立て処分することができる。

2 乙は、前項に定める発生土及び発生砂の有効利用に関し、一切の責任を負うものとする。

3 有効利用により商品化された発生土又は発生砂に関して、甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合には、乙は、甲の請求により、当該損害賠償相当額を甲に対して支払わなければならない。

(株主による保証)

第48条 乙は、甲が認める乙の株主に、甲に対し、乙が別紙5に定める有価利用分としての処理量が提案量を下回った場合に、当該未有価利用分に相当する量を限度として、有効利用未達分の発生土又は発生砂を買取る旨保証させ、かかる買取保証書を当該株主から徴求し、甲に差し入れるものとする。当該買取保証書の様式は、別紙14に定める様式による。

(契約終了後の修繕)

第63条 本契約終了後1年以内に本件施設等につき、大規模修繕が必要となった場合(ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。)には、甲は、乙に対し、かかる大規模修繕に要する費用相当額につき損害賠償請求することができる。ただし、乙は、かかる損害賠償に代えて、甲の承諾を得て、自ら又は第三者をして、本件施設等の大規模修繕を行なうことができる。

(2項 略)

(乙の債務不履行等による契約の解除)

第64条 (1~4項 略)

5 甲は、落札者の構成企業に基本協定書第6条第1項所定の事由が生じた場合には、本契約を解除することができる。

(本件施設等の引渡前の解除の効力)

第68条 (1項 略)

2 甲が前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、甲は、第56条の前払金が支払われているときにはこれを出来形部分の買受代金から控除するものとし、そ

(出資者による保証)

第49条 乙は、甲が認める乙の出資者に、甲に対し、乙が別紙5に定める有価利用分としての処理量が提案量を下回った場合に、当該未有価利用分の発生土又は発生砂を買取る旨保証させ、かかる買取保証書を当該出資者から徴求し、甲に差し入れるものとする。当該買取保証書の様式は、別紙14に定める様式による。

(契約終了後の修繕)

第64条 本契約終了後1年以内に本件施設等につき、大規模修繕が必要となった場合には、甲は、乙に対し、かかる大規模修繕に要する費用相当額につき損害賠償請求することができる。ただし、乙は、かかる損害賠償に代えて、甲の承諾を得て、自ら又は第三者をして、本件施設等の大規模修繕を行なうことができる。

(2項 略)

(乙の債務不履行等による契約の解除)

第65条 (1~4項 略)

(本件施設等の引渡前の解除の効力)

第69条 (1項 略)

2 甲が前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合、甲は、第57条の前払金が支払われているときにはこれを出来形部分の買受金から控除するものとし、その

の後も残金がある場合には、出来形部分の残額を一括して支払うか、出来形部分の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払いスケジュールにしたがって支払うか、又は乙との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できるものとする。第56条の前払金が出来形部分の買受代金を上回る場合には、乙は直ちにかかる買受代金を上回る額につき前払金を甲に返還するものとする。

(損害賠償等)

第70条 第64条の規定により本契約が解除された場合(ただし、同条第5項の規定により本契約が解除された場合を除く。)で、本件施設等が甲に引き渡されていないときには、乙は、甲に対して、サービス対価のうち設計・建設費(ただし、割賦支払利息を除く。)並びにこれに係る消費税及び地方消費税(金 円)の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

(2~3項 略)

4 第65条又は第66条の規定により本契約が解除された場合、甲は、かかる解除に起因して乙が被った損害を、乙に支払わなければならない。ただし、かかる甲の支払は、乙に生じた合理的な範囲の損害に限るものとする。

(不可抗力)

第75条 (1~3項 略)

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の規定による協議が整わない場合は、別紙3

の後も残金がある場合には、出来形部分の残額を一括して支払うか、出来形部分の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払いスケジュールにしたがって支払うか、又は乙との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できるものとする。

(損害賠償等)

第71条 第65条の規定により本契約が解除された場合で、本件施設等が甲に引き渡されていないときには、乙は、甲に対して、サービス対価のうち設計・建設費相当額並びにこれに係る消費税及び地方消費税(ただし、支払利息を除く金 円)の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

(2~3項 略)

4 第66条の規定により本契約が解除された場合、甲は、かかる解除に起因して乙が被った損害を、乙に支払わなければならない。ただし、かかる甲の支払は、乙に生じた合理的な範囲の損害に限るものとする。

(不可抗力)

第76条 (1~3項 略)

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の規定による協議が整わない場合は、別紙4

に記載する負担割合によるものとする。
ただし、第67条の規定により本契約を
解除する場合は、この限りでない。

(4項 略)

(著作権等)

第82条 乙は、甲に対し、甲が本件施設等
の内容を本件施設等の維持管理・運営のため
に公表することを許諾するものとする。

(2項 略)

(著作権の侵害防止)

第83条 (1, 2項 略)

3 甲は、本契約に従い乙から引渡しを受け
た設計図書を本件施設の建設、運営及び維
持管理のために、無償で自由に使用(複製、
領布、改変及び翻案を含む。以下この項に
おいて同じ。)することができる。乙は、
甲によるかかる図書等の自由な使用のため
に、必要な措置をとらなくてはならな
い。

(遅延損害金)

第85条 乙が本契約に基づき支払うべき金
銭の支払を遅延した場合、本契約に別段の
定めがある場合を除き、乙は、未払い額に
つき延滞日数に応じ年10.75%の割合
(1年を365日とする日割計算とし、両
端日を含む。)で計算した額の遅延損害金
を甲に支払わなければならない。

2 甲が本契約に基づき支払うべきサービ
ス対価その他の金銭の支払を遅延した
場合、本契約に別段の定めがある場合を
除き、甲は、未払い額につき延滞日数に
応じ年10.75%の割合(1年を36

に記載する負担割合によるものとする。
ただし、第68条の規定により本契約を
解除する場合は、この限りでない。

(4項 略)

(著作権等)

第83条 乙は、甲に対し、甲が本件施設等
の内容を自由に公表することを許諾する
ものとする。

(2項 略)

(著作権の侵害防止)

第84条 (1, 2項 略)

3 甲は、本契約に従い乙から引渡しを受け
た設計図書を本件施設の建設、運営及び維
持管理のために、無償で自由に使用(複製、
領布、改変及び翻案を含む。以下この項に
おいて同じ。)することができる。乙は、
甲によるかかる図書等の自由な使用が、第
三者の著作権及び著作者人格権を侵害し
ないことを保証し、そのために必要な措置
をとらなくてはならない。

5日とする日割計算とし、両端日を含む。)で計算した額の遅延損害金を乙に支払うものとする。

別紙5 発生土及び発生砂の有効利用等の方法

1 発生土有効利用

(略)

2 発生土有効利用に係る費用

(1) 有価利用

有価利用は、乙が発生土 t-ds (提案量はゼロでないこと) を甲から (円/t-ds) 提案額は 100 円/t-ds 以上であること) で買い取り、自らの責任で発生土を販売するものとし、その収益は乙に帰属するものとする。

有価利用の提案量については、事業期間を通じて維持するものとするが、実際の有価利用量が提案量を下回った場合においても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行う。

有価利用単価については、契約者の一方からの申し出により5年ごとに改定することができるものとする。

(2) 非有価利用

非有価利用は、有価利用の目的で乙が甲から買い取る上記2(1)に示す量を除いた発生土について、乙の責任で有効利用を図るものとし、それに係る費用を甲が負担するものとする。

非有価利用単価については、契約者の一方からの申し出により5年ごとに改定することができるものとする。

別紙5 発生土及び発生砂の有効利用等の方法

1 発生土有効利用

(略)

2 発生土有効利用に係る費用

(1) 有価利用

有価利用は、乙が発生土を甲から有償 (100 円/t-ds 以上) で買い取り、自らの責任で発生土を販売するものとし、その収益は乙に帰属するものとする。

有価利用の提案量については、事業期間を通じて維持するものとするが、実際の有価利用量が提案量を下回った場合においても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行う。

(2) 非有価利用

非有価利用は、甲が発生土の処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて乙に委託し、乙の責任で有効利用を図るものとし、それに係る費用を甲が負担するものとする。

非有価利用単価については、5年に1度見直す機会を設ける。

<p>3 市場変動への対応等</p> <p>(1) 有価利用分の対応</p> <p>ア 有価利用分として提案された発生土量の減量は 20 年間行わない。ただし、契約締結時に想定できなかった事態(埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合等)が生じた場合には協議を行う。提案にかかる利用方法の市場が消滅したのみでは有価による利用の市場の消滅と認めない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 非有価利用分の対応 (略)</p> <p>(3) 場内における作業 (略)</p> <p>(4) 有効利用責任範囲 乙が有効利用しなくてはならない範囲は、当該月 4500t-ds 未満又は事業年度累積発生量が 23000t-ds 未満である場合のみとし、これを上回った場合には甲との協議とする。協議の結果、<u>乙が承諾した場合、超過分についても協議した単価にて非有価利用を図るものとする。</u>また、この非有価利用分についても、当該事業年度の有効利用実績として扱う。</p> <p>(5) 発生土の所有権 <u>有価利用にかかる発生土の所有権</u>は、計量後に移転する。</p> <p>(6) 発生土量の変動 (略)</p> <p>(7) 事務手続き</p>	<p>3 市場変動への対応等</p> <p>(1) 有価利用分の対応</p> <p>ア 有価利用分として提案された発生土量の減量は 20 年間行わない。ただし、契約締結時に想定できなかった事態(<u>有価による利用の市場の消滅等</u>)が生じた場合には協議を行う。提案にかかる利用方法の市場が消滅したのみでは有価による利用の市場の消滅と認めない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 非有価利用分の対応 (略)</p> <p>(3) 場内における作業 (略)</p> <p>(4) 有効利用責任範囲 乙が有効利用しなくてはならない範囲は、当該月 4500t-ds 未満又は事業年度累積発生量が 23000t-ds 未満である場合のみとし、これを上回った場合には甲との協議とする。協議の結果、<u>超過分について乙が非有価利用をすることを承諾した場合、甲は協議した単価にて非有価利用を委託する。</u>また、この非有価利用分についても、当該事業年度の有効利用実績として扱う。<u>乙が承諾しなかった場合、甲が自ら処分するものとする。</u></p> <p>(5) 発生土の所有権 発生土の所有権は、計量後に移転する。</p> <p>(6) 発生土量の変動 (略)</p> <p>(7) 事務手続き</p>
---	--

実際の有価利用分は、当該期の有価利用見込み量により決定するものとし、その分について乙は「買受書」を発行する。また、乙は販売先より「有効利用状況を証明するに足る書類（買取証明書）」の発行を受けるものとする。買取証明書はモニタリングにおいて有価利用分の有効利用ができたことを確認する際に使用する。

非有価利用分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、甲がマニフェストを発行する。

(8) 確認方法

(略)

(9) 株主保証

有価利用分の買い取りについて入札参加に係る株主が保証するものとする（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合等は別途協議。）

別紙 10 サービス対価の支払について

(略)

2. 設計・建設費

(略)

(3) 設計・建設費の変動について

設計・建設費の改定は原則として行わない。

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動を生じ、設計・建設費が不適当となったときは、甲又は乙は、設計・建設費の変更を請求することができる。

実際の有価利用分は、当該期の有価利用見込み量により決定するものとし、その分について乙は「買受書」を発行する。また、乙は販売先より「有効利用状況を証明するに足る書類（買取証明書）」の発行を受けるものとする。買取証明書はモニタリングにおいて有価利用分の有効利用ができたことを確認する際に使用する。

非有価利用分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいたマニフェストを発行する。

(8) 確認方法

(略)

(9) 出資者保証

有価利用分の買い取りについて入札参加に係る出資者が保証するものとする（有価による利用の市場が消滅した場合等は別途協議。）

別紙 10 サービス対価の支払について

(略)

2. 設計・建設費

(略)

(3) 設計・建設費の変動について

工期内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約書内訳の設計・建設費が不適当となった場合には、相手方に対して設計・建設費の変更を請求することができる。当該請求があったときは、変動前残設計・建設費（設計・建設費から当該請

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設費が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、設計・建設費の変更を請求することができる。

上記の場合において、設計・建設費の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。

協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3. サービス購入料

サービス購入料は発生土量によらず一定となる固定費、サービス単価に発生土量（有効利用等を確認できたものに限る。）を乗じて算出される変動費及び上記金額の合計額から控除される発生土の有価利用にかかる購入費により構成される。

電力は大久保浄水場北系電気室より排水処理施設に分電する。使用電力量を排水処理施設受電用積算電力計により計量し、東京電力（株）電気供給約款により積算された料金（ただし、基本料金分は含めない。）をサービス購入料から控除する。なお、甲が乙に支払うサービス購入料の内訳に

求時の出来形部分に相応する額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後設計・建設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残設計・建設費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残設計・建設費の1000分の15を超える額につき、設計・建設費の変更に応じるものとする（変動の基準となる賃金水準又は物価水準については、入札公告時に記述する）。

3. サービス購入料

サービス購入料は発生土量によらず一定となる固定費と、サービス単価と発生土量（有効利用等を確認できたものに限る。）に応じて算出される変動費からなるものとする。

なお、電気料金については、甲から乙に電力を供給するため、使用量相当額とサービス購入料と相殺する。また、乙が甲から購入する発生土の有価分の購入額についてもサービス購入料と相殺する。

<p><u>は、提案に応じた電気料金相当額が含まれる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------